

兵庫県立淡路佐野運動公園第1野球場広告掲載要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、兵庫県立都市公園広告掲載事業実施要綱（以下、「要綱」という。）第5条の規定に基づき、指定管理者である、公益財団法人兵庫県園芸・公園協会（以下、「協会」という。）が、兵庫県立淡路佐野運動公園第1野球場（以下、「対象施設」という。）における広告掲載事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(広告の表示位置)

第2条 常設広告の表示位置は、別添図面に定める位置とする。

2 仮設広告の表示位置については、協会と申込者が協議して定める。

(常設広告の規格及び区画等)

第3条 常設広告の規格及び区画は次のとおりとする。

・外野ラバーフェンス 縦1m×横10m 14区画

2 広告物の仕様は次のとおりとする。

- ・材質は、再剥離タイプのシール状のものとする。
- ・直射日光や風雨によって急激に色あせ等が生じないように加工を施すものとする。
- ・材質の色は、クリーム色のみとする。

(常設広告の募集及び決定方法)

第4条 常設広告の募集は、協会ホームページ等により公募する。

2 常設広告の広告主は、入札により決定する。広告の掲載を希望する者は、要綱及び、この要領を十分に理解した上、協会が指定する日までに様式一1の入札参加申込書に必要事項を記載し協会に提出する。

3 協会は、指定する日までに、入札参加申込書の提出があった者に対して、記載内容に不備が無ければ、入札参加者と認め、入札日時、必要書類の通知を行う。

4 入札参加者は、指定された入札日時に、入札書、広告案を協会に提出する。なお、入札書、広告案の提出は、入札日時までに郵送において提出することも可能とする。

5 協会は、入札参加者が提出した、入札書の希望落札額により落札候補者を決定し、広告案及び落札候補者を要綱第6条の規定に基づき、事前審査を行い、落札者とするものの審査を行う。

6 事前審査において、落札者として適当であると認められた落札候補者を落札者に決定し、入札後、10日以内にその旨を通知する。

(広告掲載料)

第5条 対象施設における広告掲載料は次のとおりとする。

〈常設広告〉 公募入札により決定した額（最低制限価格 1区画年額108,000円）

〈仮設広告〉 1日 2,000円/m²

2 広告主等は、掲載開始日までに、常設広告にあつては、別に定める期間分、仮設広告にあつては、申請期間分の広告料を一括納入しなければならない。

(常設広告の表示期間)

第6条 常設広告の表示期間は、1年間とし、表示開始日は別に定める。

2 常設広告の表示期間終了の2カ月前までに、双方から表示終了の申し出が無い場合は、1年間表示期間を延長するものとする。

(その他)

第7条 要綱及びこの要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、別途、県及び協会が協議して定める。

附 則

この要領は、平成22年9月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

兵庫県立淡路佐野運動公園第 1 野球場広告掲載入札参加申込書

平成 年 月 日

公益財団法人兵庫県園芸・公園協会 御中

兵庫県立淡路佐野運動公園への広告掲載を以下のとおり申込みます。

| | | | | |
|--------------------------------------|------------------------|--|---|--|
| 申 込 書 | 住所又は所在地 | 〒 | | |
| | ふりがな 法人又は団体の 名 称 | | | |
| | ふりがな 代表者 職・氏名 | | 印 | |
| | 担 当 者 | 部署名 | | |
| | | ふりがな 氏 名 | | |
| | | 電 話 | | |
| | | F A X | | |
| | | E-mail | | |
| | の代 場理 合人 | ふりがな 氏 名 | | |
| | | 電 話 | | |
| 法人等の概要が分かる書類等 (法人又は団体概要、パンフレットも可) | | 別途添付 | | |
| そ の 他 | | 申込みにあたり、兵庫県立都市公園広告掲載事業実施要領、淡路佐野運動公園第 1 野球場広告掲載要領を確認いたしました。 | | |